生きる権利

子どもたちは健康に生まれ、安全な水や十分な栄養を得て、健やかに成長する権利を持っています。

○命が守られ、安全に安心して暮らせること

○病気の時に、病院などで手当てを受けることができること

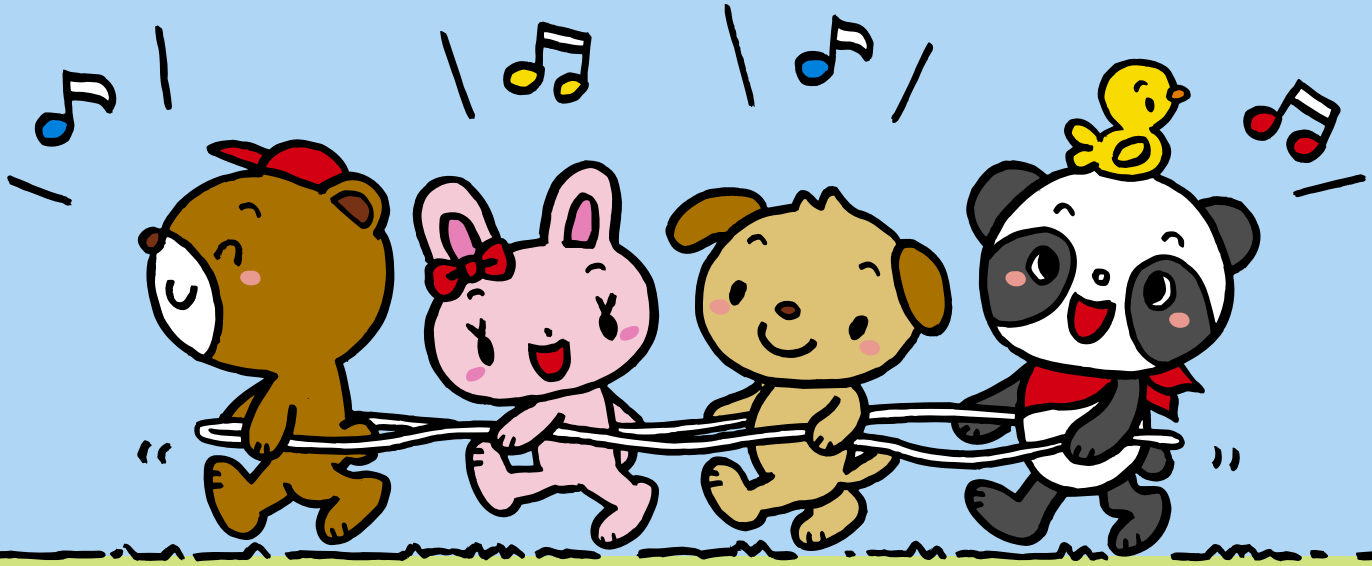

第2条

『差別の禁止』

すべての子どもは、みんな平等にこの条約にある権利をもっています。子どもは、国のちがいや、男か女か、どのようなことばを使うか、どんな宗教を信じているか、どんな意見をもっているか、心やからだに障がいがあるかないか、お金持ちであるかないか、親がどういう人であるか、などによって差別されません。

第6条

『生きる権利・育つ権利』

すべての子どもは、生きる権利・育つ権利をもっています。

第24条

『健康・医療への権利』

子どもは、健康でいられ、必要な医療や保健サービスを受ける権利をもっています。